

「危険を感じるセンスを磨く」

—消費者トラブルの事例を知り、対処方法を身につける—

山梨県甲府市立甲府商業高等学校教頭 樋口勝彦

事例の位置付け	実施学年	第2学年
	教科等	公民科「現代社会」
	単元名	こんにちの消費者問題

ガイドブックの利用にあたって

ガイドブックの利用にあたって

生活設計・家計管理

生活設計・家計管理

金融や経済のしくみ

金融や経済のしくみ

消費者保護・トラブル未然防止

消費者保護・トラブル未然防止

キャリア教育

キャリア教育

ねらい

- 消費生活の課題や消費者の保護について生活情報の収集を通して学び、消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるようになる。本時は、最近、急増しているインターネットや携帯電話の有料サイトからの「不正請求」についての事例研究。高校生の生活感覚に合っているということで取り上げる。

展開の特色

- 悪質商法・詐欺商法から身を守るには、思考パターンを身につけることが重要である。
- 使用教材として「通告はがき」を活用し、具体的事例を話し、変な所や矛盾点に気づかせ具体的な対応のしかたを考える。

構成

- 第3節 経済の発展と国民生活の向上 ……(12時間)
 9 こんにちの消費者問題 ……(1時間) <本時>

事前の準備

- 健康保険証の種類を各自調べてくる。

次時の予告,用意

- 社会保障と国民生活・医療と年金について学ぶ。

本時の展開

	時間	学習内容	学習活動
導入	5分	① 本時の内容を告知する。	・新聞記事等の資料で多くの悪質商法・詐欺商法について理解させる。
展開①	15分	② はがきを見せて事例を紹介する。	・『これであなたもひとり立ち』(ワーク11 p.26)を活用する。 ・生徒の身近で起きた事例の発表
展開②	10分	③ 手口を紹介する。	・自分に来たらどのように対処するか簡単に答える。
展開③	15分	④ どのように対応すればよいか。	・生徒個々に発言させ、同時にその理由を答えさせる。 ・ネット利用を紹介する。
まとめ	5分	⑤ 本日のまとめ ⑥ 次の時間の予告	・振り込め詐欺の紹介

教師の支援, 指導上の留意点	評価と観察の方法
・資料が理解できたか。 ・多くの事例により消費生活が脅かされていることが理解できたか。	・資料配付 ・答える。 【知識・理解】
・情報が疑わしい時に相談できる消費生活センターを紹介する。	・ノートに書く。 ・机間巡視 【思考・判断】
・発問する。	・答える。 ・ノートに書く。 【技能・表現】
・生徒全員が参加しているか。 ・インターネットの有効活用ができていないか。	・机間巡視 【技能・表現】
・本時が理解できたか。	・相談先の確認 【知識・理解】

memo・注

まとめ

- 被害者の「面倒なトラブルに巻き込まれたくない」「人に知られたくない」といった心理につけ込んで、不当に金銭を請求する事例である。人間の弱い部分を利用する商法の実態を客観的に分析することにより、おかしなもの危険なものを感じ取る感覚と、適切な対応の基礎知識を身につけさせ被害を防ぐことができる。
- 本校生徒の9割以上が携帯電話を所持しているため反応は良く、さまざまな疑問や意見が出て盛り上がった。
- 最近は、振り込め詐欺の被害者も多く出ているため、家庭で保護者との話し合いを勧める。



資料1

導入時資料

- 1 携帯電話の有料サイトの無料ページに接続。
- 2 後日、「あなたの接続により、トラブルが発生しているので、至急連絡を」とのメールが入る。
- 3 電話連絡すると、会話のなかで、住所・氏名・電話番号などを聞かれる。
- 4 その後、機械調整費6万円、調査費9万円、計15万円の支払いを求められる。ただし、3日以内に指定口座に振り込んでくれば、9万円でよい旨告げられる。
- 5 無視して放っておくと、催促の電話が来る。
- 6 それでも無視していると、催促のハガキが来る。(次ページ左上)
- 7 それでも無視していると、さらに別のハガキが来る。(次ページ右下)

1. どのような手口か。(展開時資料)

※手口の詳細を具体的に説明し、その矛盾やおかしなところに気づかせる。

- 1 「トラブル」とは何なのか。なぜその責任を負われるのか。
- 2 「機械調整費」「調査費」とは何か。何をしてどのように使われたのか。
- 3 15万円かかった経費をなぜ9万円におまけできるのか。
- 4 「最終通告書」、なぜこのような文書がハガキで来るのか。
- 5 ハガキの文章に、日本語の使い方を誤った部分や誤字が多い。あまりにお粗末。
- 6 連絡先がなぜ携帯番号になっているのか。なぜ複数書かれているのか。
- 7 事務所の住所が書かれていないのはなぜか。
- 8 特に次ページ左上の通知は、有料サイトとまったく関係ないと思われるが、なぜこのような通知が来るのか。
- 9 その他、組織の存在の有無、取り立ての方法の妥当性等……数限りなくある。

2. どう対応すればよいのか。

※よい例と悪い例の比較。具体的な対処法の解説。

- 1 連絡はしない。新たな情報を相手に提供することになるので。
- 2 不当な請求には応じない。無視する。
- 3 落ち着いて対応。「強制執行」等の脅し文句にあわてない。
- 4 1人で悩まず、まわりに相談する。

3. ネット利用の案内

※消費生活センター、長野県庁ホームページなど消費者トラブルの事例がわかりやすく載っているサイトの紹介。



資料2

御最終通告書

前略、当社は債権回収サービスセンターです。この度貴方様にご通知いたしましたのは、過去に、貴方様が利用しました有料サイトの未納利用料金について運営業者様から当社が債権譲渡を承りましたので大至急当社の方までご連絡して頂けるよう申し上げます。期限までにご連絡がないお客様に関してはお支払いの意思がないものとみなし担当回収員がご自宅に直接回収に向います。尚、ご自宅不在の場合調査を行い会社の方に伺い給料差し押さえ手続きを行わせて頂きます。ただしあなた様の誠意遺憾で、ご相談の用意がありますので、必ずご連絡して頂けるようお願い申し上げます。

(株) × × 債券回収センター
080-3243-25〇〇
080-3243-54 × ×
080-3243-24 □ □
080-3243-11 △ △

【最終受付期間】 12月15日
【営業時間】 平日 9:00~15:00
土 10:00~15:00
お客様コード:A-15 × 〇

最終通告書

前略、お急ぎ申し上げます。
この度、貴方様が現在ご利用頂いている様々の金融機関の方々から、債権回収の依頼を受理しました△△事務所と申し上げます。早速では御座いますが、現在貴方様がご利用されている金融機関でのご契約条項の「期限の利益の喪失」に該当している事は十分御察しの事と存じます。

よって、貴方様はこれ以上御支払いをする意思が無いと判断させて頂いた未「金融法第二十四条 債権譲渡等の規制」により貴方様の強制執行に入らせて頂きます。その内容としまして、御利用されている金融機関の全停止処分、信用情報機関へのブラックリストとしての登録、さらに財産と給与の差し押さえ等させて頂きますのでご了承ください。

尚、貴方様には既に一括請求が命じられていますので、本日中に御入金、御連絡が無き場合は、弊社特別地方回収員が御自宅、勤務先は勿論の事、ご親族関係者方々等に早急にお伺い、御相談させて頂く事になりますのでご了承下さい。

しかし、貴方様の誠意遺憾によりましてはご相談等に応じることも可能ですので、もし早期解決をお考えであれば至急下記まで御連絡を下さいます様宜しくお願い申し上げます。

御連絡先
080-3767-16〇〇
080-3767-08△△
080-3767-17□□
受付時間 午前9:00~午後3時迄
債権代理人 △△事務所
(全国債権回収協会加入)
(全国債権調査組合加入)

※尚、重要書類等は御入金確認後の郵送となりますので、御承知御願い申し上げます。